

鳥取県告示第 297 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定であるので、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の 2 第 1 項の規定により告示する。

平成 19 年 3 月 30 日

鳥取県日野総合事務所長 狩 野 宏

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

日野郡日野町中菅字滝山東平ラ 464 の 2、464 の 3（以上 2 筆については、次の図に示す部分に限る。）、464 の 5、464 の 29、464 の 30、（以上 2 筆については、次の図に示す部分に限る。）、464 の 33 から 464 の 36 まで、字滝山西平ラ 537 の 1、537 の 3、537 の 5、537 の 34 から 537 の 36 まで、537 の 37（次の図に示す部分に限る。）、537 の 40、537 の 46、字市ノ原奥 569 の 1、572、573、575 の 1（次の図に示す部分に限る。）、字中山 579 の 5

2 保安林として指定された目的

公衆の保健

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、日野町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県日野総合事務所農林局林業振興課及び日野町役場に備え置いて縦覧に供する。）